

# 令和7年度三木市金物振興審議会次第

と き 令和8年1月27日

午前10時から

ところ 三木市役所2階職員厚生室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員自己紹介 事務局自己紹介
- 4 正副会長選出
- 5 議事
  - (1) 令和6年度商工振興課主要施策実績（金物産業関連）
  - (2) 令和7年度商工振興課主要施策（金物産業関連）
  - (3) 今後の取組（方向性）について
  - (4) その他
- 6 閉会

# 令和 7 年度三木市金物振興審議会

## 配布資料

### 目 次

(資料 1) 令和 6 年度主要施策実績 (金物産業関連)	1
(資料 2) 令和 7 年度主要施策実績 (金物産業関連)	5
(資料 3) 三木金物ふれあい体験事業	7
(資料 4) 兵庫県伝統的工芸品産業連絡協議会	8
(資料 5) 大阪・関西万博金物驚展示	9
(資料 6) 今後の取組 (方向性) について	10
(資料 7) 三木市金物振興審議会条例	11
(資料 8) 三木市金物振興審議会運営規則	13
(資料 9) 三木市金物振興審議会委員名簿	15

令和 8 年 1 月 27 日

三木市産業振興部商工振興課

## 令和6年度商工振興課主要施策実績（金物産業関連）

## 1 商工事務事業

## 金物振興審議会の開催

- 第1回 令和6年5月22日 三木金物ニューハードウェア賞の認定審査  
第2回 令和6年10月7日 ・令和5年度主要施策実績について  
・令和6年度主要施策について

## 2 地場産業振興事業

## (1) 三木金物ふれあい体験事業

次世代を担う世代の「ものづくり」に対する関心を高め、地域資源である「三木金物」の魅力にふれてもらうことを目的に、市内の小学校において三木金物を使用する工作教室を開催した。

市内小学校で実施：11校（参加児童496人、保護者413人）（13校中11校の実施）

## (2) 金物産業団体等の事業運営支援（4,130千円）

三木金物商工（協）連合会事業運営補助金

## (3) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援（900千円）

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動を支援

## (4) 金物驚活用事業支援（2,500千円）

## (5) 特許権取得助成制度（961千円）

市内の中小企業者の特許権、実用新案権、意匠権出願に対し、企業の新製品や新技術の開発の促進を図るとともに、知的財産権の保護を図った。（特許権：3件、実用新案権：3件、意匠権：4件）

## (6) 三木金物後継者育成事業支援（2,364千円）

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木工業協同組合が実施する技能継承セミナーや後継者を育成する伝統工芸士等及び研修従事者への支援

## (7) 伝統的工芸品産業振興事業支援（900千円）

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術伝承、需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援

## (8) 道の駅出展事業所支援事業（2,500千円）

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示即売館への出展支援

## (9) 三木金物ブランド戦略事業（3,600千円）

アフターコロナの商談へと繋がるよう、三木金物商工協同組合連合会が実施する海外展示会への出展を支援し、三木金物のブランド化を継続して推進

3 金物大学事業 (0円) (昭和59年度から 延べ716人)

全国の三木金物取扱小売店の経営者及び従業員を対象に、三木金物製品について講義や工場見学を行い、三木金物のPRと販売力の向上を図ることを目的に継続的に開設してきたが、近年の働き方改革の影響などで運営体制の確保が難しくなっている。このため、今後の事業の在り方を見直す必要があり、令和6年度は中止することとした。

4 新製品・新素材開発推進事業 (1,629千円) (昭和24年度から)

三木金物新製品の研究意識を高揚し、三木金物産業の振興を図るため、三木金物ニューハードウェア賞を認定した。認定製品には助成金を交付するとともに、全国の三木金物取扱店にパンフレットを送付し、製品のPRを行うことにより三木金物の信頼向上に努めた。

(1) 令和6年度三木金物ニューハードウェア賞認定製品 7点 努力賞 2点

区分	製品名・用途	事業所名
グランプリ	モクバDIN レールカッターハンディー	株式会社小山刃物製作所
金賞	モデレッジ 模魂刀 0.15mm/0.3mm	道刃物工業株式会社
デザイン特別賞	雑草スクレーパー	三陽金属株式会社
	ハイス 小道具のみ 7本組	道刃物工業株式会社
三木金物ニューハードウェア賞	COFFEE BRUSH	有限会社イシイ
	チェンシコブラシ4X	有限会社イシイ
	まかせて草削り	株式会社清水製作所
努力賞	ステンレス ドリップスタンド	株式会社井上工具製作所

(2) 応募総数 6社8点

(3) 助成金交付額 880千円

(4) PR

①パンフレット送付数

市内金物卸商、全国三木金物取扱店(三木金物得意先約2,300社)、関係各機関

②製品展示

ア 常設展示(3カ所)

三木商工会館、みつきいホール(市役所)、金物資料館

イ 各種見本市、催し物会場展示

(ア) 第60回 JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2024(幕張メッセ) [8月29日～31日]

(イ) 第14回 TOOL JAPAN(幕張メッセ) [10月9日～11日]

(ウ) 三木金物まつり [11月2日・3日]

5 産業見本市事業 (35,175千円)

三木金物製品を広く国内外に紹介し、販路の拡張を図るため、次のとおり見本市・展示会

等を開催するとともに、見本市への参加助成を行った。

(1) 見本市・展示会等の開催

名 称	三木金物まつり 2024	三木金物フェア
主 催	三木金物まつり実行委員会	金物フェア委員会
会 場	三木山総合公園、三木市文化会館、かじやの里メッセみき等	金物まつり会場 (三木山総合公園総合体育館)
会 期	令和6年11月2日・3日	令和6年11月2日・3日
参 加 事 業 所	農業祭・商連・各種産業他 95 団体	展示直売 52 社・びっくり市 8 社
事 業 費	33,974,846 円	10,461,395 円
市 補 助 金	22,000,000 円	4,000,000 円

(2) 市内展示会の開催支援

名称	会場	会期	参加事業所	補助金額
三木金物博覧会 「鍛冶でっせ！」	かじやの里 メッセみき	令和6年5月18日 ～19日	29	2,500,000 円

(3) 国内見本市への参加補助

名称	会場	会期	参加事業所	補助金額
第 60 回 JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2024	千葉 幕張メッセ	令和6年8月29日 ～31日	13	1,920,000 円
第 14 回 ツールジャパン	千葉 幕張メッセ	令和6年10月9日 ～11日	11	3,130,000 円
第 2 回 JAGRI KYUSHU 園芸・金物・作業用 品フェア	熊本 グランメッセ	令和6年5月22日 ～24日	6	1,000,000 円
第 50 回ジャンボび っくり見本市 2024	インテックス 大阪	和6年4月12日 ～13日	1	70,000 円

6 金物資料館管理運営事業 (2,599 千円)

(1) 令和6年度入館者数 3,729 人 (うち市外 2,507 人)

(2) 特別企画展の開催

ア 名 称 「砥ぎの世界」～切れ味を蘇らせる技～

イ 会 期 令和6年10月30日～12月1日

7 中小企業振興事業

(1) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金 (19,252 千円)

市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的とした設備等を整備する場合に資金の一部を支援

ア	前年度繰越補助対象件数	0 件
イ	前年度繰越補助金交付額	0 円
ウ	補助対象件数	10 件
エ	補助金交付額	19,252,000 円

## 令和 7 年度商工振興課主要施策（金物産業関連）

## 1 商工事務事業

## 金物振興審議会の開催

金物産業の振興方策を審議答申し又は建議し、振興施策を推進する。

## 2 地場産業振興事業

## (1) 三木金物ふれあい体験事業の開催（258 千円） 資料 3

市内小学校を対象とした三木金物を使用する工作教室を開催する。

## (2) 兵庫県伝統的工芸品産業連絡協議会会費（10 千円） 資料 4

県内伝統的工芸品産地組合及び関係市が連携を図り、総合的な発展を目的とする。

## (3) 金物産業団体等の事業運営支援（4,000 千円）

三木金物商工（協）連合会事業運営補助金

## (4) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援（900 千円）

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動の支援を行う。

## (5) 金物驚活用事業支援（1,194 千円）

三木金物のシンボルである金物驚を活用した宣伝普及活動の支援を行う。

## (6) 特許権取得助成制度（1,500 千円）

特許権等の取得を行おうとする中小企業者に助成金を交付する。

## (7) 後継者育成事業支援（3,200 千円）

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木金物商工協同組合連合会が行う技能継承セミナーや後継者を育成しようとする伝統工芸士等及び研修従事者の支援を行う。

## (8) 伝統的工芸品産業振興事業支援（900 千円）

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術継承や需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援する。

## (9) 道の駅出展事業所支援事業（2,500 千円）

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示館への出展支援

## 3 金物大学事業（0 千円） R7 中止

全国の金物小売店に対し、三木金物製品の信頼性と販売力を向上させるため三木金物大学を開催する。

## 4 新製品・新素材開発推進事業

三木金物ニューハードウェア賞助成金（2,318 千円）

金物新製品、新デザインの研究・開発を進める事業所を支援する。

5 産業見本市事業 (41,443 千円)

(1) 金物産業団体等の行う産業見本市への開催に支援

三木金物まつり、三木金物フェア、三木金物展示会（鍛冶でっせ）、三木金物PRイベント

(2) 金物産業団体等の国内外の大規模な産業見本市への出展に支援

ツールジャパン、ジャパンDIYホームセンターショー等

6 大阪・関西万博金物驚展示事業 (5,300 千円) 資料5

大阪・関西万博における万博首長連合催事「LOCAL JAPAN 展」において、三木金物を最大限にPRするため、金物驚の展示を行う三木金物商工協同組合連合会に対して展示費用の補助を行う。

7 金物資料館管理運営事業 (3,456 千円)

三木金物の歴史や伝統製法、金物製品についての資料の収集保存と展示及び特別企画展の開催

8 中小企業振興事業

三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金 (30,000 千円)

市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的とした設備等を整備する場合に資金の一部を支援。

## 三木金物ふれあい体験事業

## 1 事業概要

次世代を担う世代の「ものづくり」に対する関心を高め、地域資源である「三木金物」の魅力にふれてもらうことを目的に、市内の小学校において三木金物を使用する工作教室を開催する。今年度で18年目となり、累計10,543名の児童に参加してもらった。

## 2 事業内容

## (1) 対象

市内小学校 高学年（1開催あたり1学年）

## (2) 内容

講師（兵庫県森のインストラクター・学校教諭OBなど）により、三木金物の歴史に関する授業や肥後守を使用した鉛筆削り・竹とんぼ作りを実施。

## 3 実績

年度	学校数	参加児童数
平成20年度	14校	723名
平成21年度	12校	650名
平成22年度	16校	815名
平成23年度	16校	772名
平成24年度	16校	807名
平成25年度	16校	684名
平成26年度	15校	666名
平成27年度	16校	686名
平成28年度	16校	697名
平成29年度	16校	655名
平成30年度	16校	601名
令和元年度	16校	663名
令和2年度	4校	173名
令和3年度	3校	72名
令和4年度	9校	365名
令和5年度	12校	599名
令和6年度	11校	496名
令和7年度	10校	419名
合計		10,543名



## 兵庫県伝統的工芸品産業連絡協議会事務局業務内容

## 1 概要

県内伝統的工芸品産地組合及び関係市が連携を図り、総合的な発展を目的とする。

## 2 構成団体（産地組合及び関係市）

## ○産地組合

丹波立杭陶磁器協同組合、出石焼陶友会、播州釣針協同組合、兵庫県杞柳製品協同組合、三木工業協同組合、播州算盤工芸品協同組合

## ○関係市

西脇市、豊岡市、三木市、小野市、丹波篠山市

## ○事務局（関係市で輪番制）

順番：豊岡市→三木市(R7年度)→小野市→丹波篠山市→西脇市

## 3 今年度開催内容

## ○第1回

日程：令和7年7月23日（水）

内容：オンライン会議により、各産地の取組状況等について情報共有

## ○第2回

日程：令和8年2月2日（月）

内容：道の駅みき2階会議室にて、久津輪雅（一般社団法人技の環代表理事、岐阜県立森林文化アカデミー教授）を講師として「各産地における課題の共有・整理・解決」をテーマとしたワークショップを実施し、その後、道の駅みき内の「金物展示即売館」・「常設金物館」の視察及び有カネジュンの工場見学を実施する予定。

## 大阪・関西万博金物鷲展示

## 1 概要

令和7年7月28日から31日までの4日間、大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）において、三木金物を象徴する大型オブジェ「金物鷲」を出展。福井県越前市の越前打刃物のシンボル「昇龍」と対になる形での共同展示を行った。

## 2 展示内容

(1) 催事名称：LOCAL JAPAN 展

(Resolution of LOCAL JAPAN 展～地域が創る日本と地球のいのち輝く未来～)

(2) 展示名称：打刃物の奇跡が織り成す鋭刃の饗宴

(3) 開催期間：令和7年7月28日（月曜日）～31日（木曜日） 午前10時～午後8時

(4) 会場：EXPO メッセ「WASSE」内（大阪・関西万博会場 夢洲）

## 3 実績

LOCAL JAPAN 展の来場者は4日間で計45,500人であった。また、7月29日及び8月1日の神戸新聞朝刊に記事が掲載され、J:COM「ジモトトピックス～兵庫～」でもその様子が放送されるなど、様々なメディアを通してPRすることができた。



## 今後の取組（方向性）について

令和8年度の事業全体としては、今年度の枠組みを基本的に継続しつつ、効果や役割を踏まえ、一部事業について見直しを行います。

## 1 見直し予定事業

## (1) 事業名 金物大学事業

①見直し背景 全国の三木金物取扱小売店の経営者及び従業員を対象に、三木金物製品について講義や工場見学を行い、三木金物のPRと販売力の向上を図ることを目的に継続的に開設してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から事業を中止している状況。

働き方改革の進展に加え、人手不足や関係者の高齢化の影響により、運営体制の確保が困難となっている。

②対応の方向 「三木金物のファンをつくる」という理念を継承しつつ、対照範囲を一般にまで広げ、三木金物の特徴・価値を説明できる人を増やす仕組みづくりに取り組む。

## ○活動内容（案）

- ・認知の獲得 → 公式説明文の策定・説明文を伴う発信強化
- ・理解の促進 → 各種イベント等での解説展示
- ・評価の獲得 → 使い手や専門家からの評価収集

（検討にあたっては、三木金物大学の世話役の方にも参画いただいた。）

## (2) 事業名 新製品・新素材開発推進事業（三木金物ニューハードウェア賞）

①見直し背景 昭和24年に新殖産製品認定事業として始まった本事業は、これまで多数の製品を認定し、三木金物のPRや新製品開発意欲の醸成に一定の役割を果たしてきた。

一方、近年の応募数はピーク時の約1/4にまで減少しており、応募する企業も固定化するなど、新たな広がりが見られない状況となっている。

また、製品プロモーション手法の多様化により、企業ニーズや市場環境との乖離が生じ、事業効果が限定的となっていることから、本事業は現行の枠組みを見直す。

## 2 継続事業

上記以外の事業については、次年度も今年度と同様に実施予定。

## ○三木市金物振興審議会条例

昭和29年10月15日

条例第39号

改正 昭和35年4月1日条例第7号

## (設置)

第1条 三木市に三木市金物振興審議会（以下「審議会」という。）を設け事務所を三木市役所内に置く。

## (目的)

第2条 審議会は三木市金物産業の振興方策に関し市長の諮問に応じ審議答申し又は市長に対して建議すると共に、これが強力なる推進に協力し以って三木市の発展を図ることを目的とする。

## (組織)

第3条 審議会に会長、副会長及び委員若干名を置く。

2 委員は市長が任命又は委嘱する。

3 会長、副会長は委員の中より互選する。

## (役員の仕事)

第4条 会長は審議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理する。

第5条 削除

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

## (会議の招集)

第7条 審議会は会長がこれを招集してその議長となる。

## (過半数決議)

第8条 審議会の決議はすべて過半数で決め可否同数のときは議長がこれを定める。

## (特別委員)

第9条 市長は審議会の企画、審議に必要があると認めるとき、又は会長の要請により臨時及び定期に特別の委員を任命又は委嘱することができる。

## (参加)

第10条 審議会に若干の参加を置くことができる。

2 参加は審議会の諮問に応じ又はこれに出席して意見を述べるすることができる。

## (職員)

第11条 審議会に幹事若干名を置き会長がこれを任命する。

2 幹事は会長の指揮に従い庶務に従事する。

## (雑則)

第12条 この条例に規定するもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年4月1日条例第7号）

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

## ○三木市金物振興審議会運営規則

昭和29年12月1日

規則第8号

改正 平成20年3月31日規則第3号

(会議)

第1条 会議の日時は会長がこれを定める。

2 会議の開閉は議長がこれを行う。

(招集通知)

第2条 会長は緊急やむを得ない場合を除くほか、すべて3日以前に招集通知を発しなければならない。

(定足数)

第3条 審議会は原則として過半数の出席がなければ会議を開く事ができない。ただし、軽易の事件についてはこの限りでない。

2 前項ただし書の判定は会長がこれを行う。

(欠席通知)

第4条 委員が会議に欠席しようとするときはあらかじめ理由を付して会長に届け出なければならない。

(議案)

第5条 会長は議案を印刷してあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 委員が発案しようとする場合は、その案を具え理由を付してあらかじめ会長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は会議の席上で発案する事ができる。

(委員の招集請求)

第6条 審議会の目的達成に必要なため委員より議案とその理由を付して開会の請求があったときは必要に応じて会長はこれを招集する。

(小委員会)

第7条 審議会の運営に特に必要を認めるとき会長は委員に諮り小委員会を設け、これに付議することができる。

(委員の辞職)

第8条 特別の場合を除くほか、委員が任期中に辞職しようとするときはあらかじめ会長に申出てその承認を受けなければならない。

(参考人の出席)

第9条 審議会の議事に関して必要ある場合、会長は参考人の出席を要請し議事に参画せしめることができる。

(決議)

第10条 審議会の決議はすべて出席委員の過半数でこれを決める。

(要請の処理)

第11条 審議会が個人及び団体より金物産業振興に関する事件について陳情又は要請を受けた場合、会長はこれを会議に付して処理しなければならない。

(出席の督促)

第12条 会長は定期的に委員の出席状態を調査し欠席の多い委員に対してはこれを督促しなければならない。

(費用弁償の承認)

第13条 委員が費用弁償を必要とする職務を行うときはあらかじめ会長に届け出て、会長は市長の承認を受けなければならないものとする。

(記録の作成)

第14条 会長は幹事に命じ審議会の議事記録を作製させなければならない。

(補則)

第15条 審議会条例及びこの規則に規定のない事項については会長がこれを決する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 本則を改正しようとするときは委員の過半数決議を必要とする。

附 則 (平成20年3月31日規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 三木市金物振興審議会委員名簿

任期：令和7年7月22日～令和9年7月21日

審議会役職	氏名	所属
委員	佃 直明	全三木金物卸商協同組合
委員	津村 慎吾	三木工業協同組合
委員	中井 昭吉	全三木金物卸商協同組合
委員	東中 滋是	全三木金物卸商協同組合
委員	河原 秀行	三木工業協同組合
委員	永尾 光雄	三木工業協同組合
委員	五百藏 満弘	三木商工会議所
委員	岡島 正造	三木商工会議所
委員	黒田 泰義	三木商工会議所

参与	喜多 司	三木商工会議所
参与	荒池 洋至	三木市役所
幹事	能出 真一	事務局